

平成17年12月7日

財務大臣
谷垣禎一 殿

社団法人 国立大学協会
会長 相澤益男

国立大学法人の平成18年度予算充実について（要望）

国立大学は、新しい「国立大学法人」としてスタートして1年半が経過いたしました。法人化後初年度に当たる平成16年度の事業実績と決算をご覧いただいたとおり、各大学は法人化第一歩として様々な困難にも直面いたしました。教育の質の向上や研究の高度化の努力を進めるとともに、産学連携など創意工夫による外部資金の導入、経費節減等による経営改善等にも全力で取り組んでまいりました。

また、政府で検討されている人件費改革の方向についても、法人化を受け、各国立大学法人において既に先取りして、自主的・自律的に取り組んできているところであり、今後ともさらに、自らの経営努力・判断により、積極的に取組みを進めていくこととしております。

これらを含め、各国立大学法人は、さらなる「改革と新生」へ向け全力を尽くしつつ、今期中期計画に掲げる教育研究の目標達成にまい進していく所存であります。

他方、平成17年度予算からは、効率化係数・経営改善係数による運営費交付金の削減により、極めて厳しい財政状況に直面しており、平成18年度予算では、さらに新たな概算要求基準が設定されております。国立大学法人関連予算は、国立大学の自主・自律性ある経営努力と運営の基盤となるものであり、今後の予算編成過程での取り扱い如何によっては、各国立大学法人の「明治以来の大改革」への取組みを失速させる事態を生じ、我が国の「知的財産基盤」の崩壊にもつながりかねない危機的な状態を招来することもあり得るものと危惧しております。

「知の時代」における高度な知識・技術の創造と我が国の社会経済を支える中核的人材養成を使命とする国立大学の教育研究の充実と改革推進は、我が国の将来を左右するものといっても過言ではありません。現在策定されつつある第3期科学技術基本計画においても、人材育成の重要性が特に強調されているところであります。

これらを踏まえ、下記の要望事項を取りまとめましたので、平成18年度国立大学法人関連予算の確保・充実について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

1．国立大学法人の教育研究の基盤となる運営費交付金の確保・充実

先端的な学術研究や我が国の「知的財産基盤」の中核となる人材養成が着実に実施可能となり、地域の教育・文化・産業の基盤を支えるといった国立大学の役割をこれまで以上にしっかりと果たすことができるよう、国立大学法人の教育研究の基盤となる運営費交付金については、政府が設定した本中期計画期間中の算定ルールに沿って確実に確保すること

2．経済状況に左右されない教育の機会均等の確保

学生が、経済状況に左右されることなく、能力・適性に応じて進学できる機会を確保するためには、学生納付金について新たな負担増とならないような対応とすること

3．安全安心な教育研究環境のための施設整備費補助金の確保

世界一流の優れた人材の養成や創造的・先端的な研究開発を推進するためには、安全安心な環境を整備することが重要であり、その確実かつ計画的な実施が可能となるよう施設整備費補助金の増額を図ること

4．長期借入金規定の緩和

大学の施設等の更なる充実が可能となるよう、法人化のメリットを活用した新たな整備手法の実現に向け、各法人の責任と負担において長期借入等の道を開くこと